

平成24年12月6日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

総務産業常任委員会

委員長 萩原 敬



委員会調査報告について

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事件 平成24年第1回定例会

○ 発議第6号 町有施設指定管理者に関する事務調査

2 調査期日

3 月14日 所管事務調査事項の決定。

4 月11日 調査の進め方に関する方針の決定。

4 月24日 歴史的まちなみ交流館壹番蔵・漁村センター調査。

5 月11日 歴史的まちなみ交流館番蔵・漁村センター現地調査。

5 月18日 文化会館・江差追分会館・山車会館調査。

7 月11日 文化会館・江差追分会館・山車会館の指定管理事業者との意見交換。

8 月27日 江差港マリーナ・漁船等上架施設・町営レストラン調査。

10月18日 江差港マリーナ現地調査と今後の取り進め検討。

11月 6日 町営レストランの指定管理事業者との意見交換。

11月16日 委員会調査報告の協議。

11月27日 委員会調査報告の協議。

3 調査の結果

指定管理者制度は、平成15年9月に地方自治法の一部改正により創設され、3年間の移行期間を経て導入された。委員会では、制度導入後6年近く経過することから「指定管理者制度」導入による住民サービスへの影響や効果、管理経費の効率性、課題などを調査した上で、より効果的な管理運用を図るために本委員会を立ち上げた。

この間、指定管理者制度に移行した8ヶ所の施設を所管する3課からのヒアリングと観光振興に関連する拠点施設の現地調査、2指定管理事業者との意見交換などを経て調査を進めてきた。



これら調査結果について、次のとおり意見を付して報告する。

【意見】

●施設の利用と住民サービスについて

- 制度移行して、5ヶ年を経過している施設の利用状況を見ると、^{おおよそ}大凡の施設の利用数(件・者数等)が年々減少している傾向にある。^{おおやけ}公の施設の住民サービスを担う分野はそれぞれ異にしているが、今後においてそれぞれの施設の設置目的を踏まえた上で、民間のノウハウを一層活かして利用数の向上に向けた努力が必要である。
- 住民の交流や観光振興の業務を担っている、壹番蔵や江差追分会館等は観光の拠点施設となっていることから、情報発信や着地情報の提供など情報媒体を積極的に整備していく必要がある。
- 江差追分会館では目的外使用として、売店が許可され利用者の利便性に資しているところであるが、利用者の利便性をさらに向上させるため、許可事業者の開店時間などについて一体性を保つなど改善を図る必要がある。また、同施設内での売店のあり方などについては、指定管理者と一体となった方法なども検討すべきである。
- 江差追分会館と山車会館の施設への誘導については、正面玄関からのアプローチが本来であるが、山車会館併設に伴い駐車場の整備が図られたことにより裏口からの入館が多くなっている実態がある。これからから、障害者や高齢者への安全なアプローチを確保するために裏口へのスロープ整備など、極め細やかな対応が急がれる。
- 町営レストランの利用料金設定については、指定管理者が柔軟に設定できる仕組みなど、検討が必要である。

● 指定管理施設の指定管理料について

- 施設の管理費を制度移行前(平成18年度)と移行後を比較した結果、それぞれの施設において固定的な経費(人件費や管理費)は負担の低減が図られている。
- 平成19年から制度を導入している施設は、平成23年度からは2サイクル目に入っている。移行した施設は5年又は4年のスパンの中で指定管理者が管理運営を担うが、今後指定管理料の算出に当たっては、業務内容のモニタリングなどを定期的に行うことが必要である。
- 平成23年度から指定管理施設に移行した「江差追分会館・山車会館」は、唯一公募による指定管理者である。指定管理者は、複数の施設について柔軟な人員配置による管理と利用者増に向けた情報発信の準備が行われていた。当該施設においては指定管理者の業務遂行を含めて利用者の増加が顕著に現れた場合などはインセンティブ(報奨)を考慮するなどさらなる検討が必要である。

● 指定管理施設の維持管理について

・ 施設の維持管理は、大規模な修繕は町で小規模(10万円以下)は指定管理者で行うなどその維持管理に努められているが、供用後相当年数を経過して老朽化が進んでいる施設も見受けられる。安全な公共施設を維持していくことは文字通り設置者の責務であるので、維持管理に万全を尽くす必要がある。現地調査の中では、特に次の施設について対応が急がれる。

* 漁村センターの外壁の修繕

* 町営レストラン附帯駐車場のコンクリート壁の傾き